
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 487 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）で審議をお願いした、監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮及び債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮に関する意見）

2. 監督当局のガイダンスやレターは、監督目的に従い、各法域のさまざまな事情や制度を背景として、特にコロナ禍のような有事において示されるものであり、会計基準とは目的や位置づけが異なり、日本に馴染むとも限らないことから、原則として取り込まないとの事務局案に賛成する。
3. 実務の一貫性確保による企業間の比較可能性の向上に資するのであれば、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の柔軟性を確認するガイダンスの趣旨を結論の背景等に取り込むことを検討するという事務局の考えに賛成する。なお、その場合においても、IFRS 第 9 号と同等の結果をもたらすというステップ 2 の目的から逸脱することがないように注意する必要がある。
4. IFRS 第 9 号の柔軟性の確認や実務の困難性の軽減に資する内容として実務的な形でうまく反映できることがあれば検討しても良いと考えるため、IFRS 第 9 号の柔軟性について結論の背景等で触れることを検討するとの事務局案に賛成する。

（債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討に関する意見）

5. 事務局案に賛成する。償却原価法の採用など取扱いが難しいテーマを議論する際は、実務に一定の配慮を行った提案をお願いしたい。
6. 事務局案に賛成する。ただ、条件変更の論点は複雑であり、IFRS 第 9 号の定めにも曖昧な点があるが、それに見合う情報の有用性の改善が図れるかに関して疑問もあり、他の論点に比べても検討のハードルは高いと考える。IASB も条件変更の会計処理は適用後レビューにおいて課題として認識し対応を進めていることから、その状況も踏まえながら、

ステップ 2 の検討を遅らせないように早期に割り切って検討を進める方法も考えられ得る。

7. IFRS 第 9 号の条件変更の取扱いには曖昧な部分があり、IFRS 適用企業においても、認識の中止か条件変更かの境界の見極めは難しく、その取扱いにばらつきがある。そのような状況においては、IFRS 第 9 号と同等の実務及び結果をどのように実現すればよいか自体が難しいため、IFRS 第 9 号の文言をそのまま取り入れることについては慎重であるべきと考える。

以 上